

3

総合的な相談支援体制の充実事業について

概要

いわゆる「8050 問題」など、一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯への支援が全国的に大きな問題となっているなかで、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に基づき、全国の自治体において、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的支援体制の構築に向けた取り組みが始められています。

大阪市においては、高齢者、障がい者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図っていますが、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題に対し既存のしくみだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が求められており、これらの課題解決に向け、令和元年度からは大阪市全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、各区の実情に応じた相談支援体制の充実を図っています。

【事例イメージ】80 代の母(認知症)と 50 代の息子(統合失調症)の二世帯

◇世帯の状況

- ・母の認知症が進行 ➡ 息子の世話（服薬管理など）が困難に
- ・息子の症状悪化 ➡ 奇行を繰り返す ➡ 近隣住民が警察に通報
- ・母も不安定な状態 ➡ 近隣住民との関係悪化 ➡ 地域からも孤立
- ・息子から母に対する虐待のおそれ…



◇支援における課題

- ・地域包括支援センター（包括） ⇨ 母の支援
- ・障がい者基幹相談支援センター（障がい C） ⇨ 息子の支援

※ 個別に支援を行うも、「縦割り」で、効果的な支援ができていない…

○自らの専門分野以外の対象者に直接関与できない

【包括】 ⇨ ×息子 母の不安定な状況の原因が息子の状態悪化にあるのでは、と考えているが…

【障がい C】 ⇨ ×母 息子の服薬管理を母に任せているが、飲み忘れ等が多く、母の容態が気にかかるが…

○支援方針が統一されない

【包括】 母を施設入所させると考えている（※息子の状態が悪化、虐待のおそれもあり）

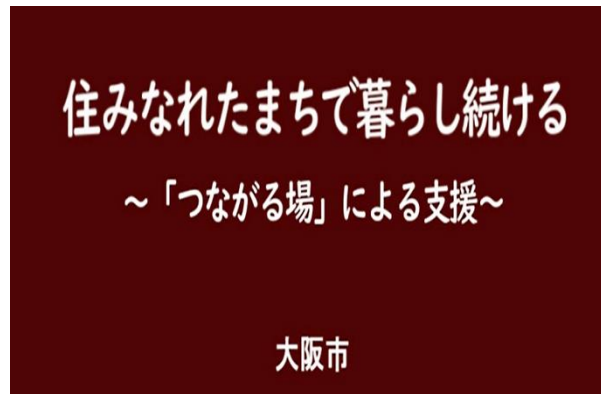
【障がい C】 今後も母に服薬管理等、息子の世話をしてほしいと考えている（※息子の在宅生活希望を優先）

各機関から相反する方針を聞かされた ➡ 母が混乱し、支援を拒否！

総合的な相談支援体制の充実事業について

住み慣れた街で暮らし続ける ～「つながる場」による支援～

「総合的な相談支援体制の充実」モデル事業を実施した東淀川区での事例を元に大阪市が作成した周知用ビデオをご覧ください。



基本的な枠組み

複合的な課題を抱えた人に対し、専門家等（スーパーバイザー）の助言を活用しながら、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向け、次の取り組みを実施します。

■ 複合的な課題を抱えた人を支援する取り組み

- ・複合的な課題を抱えた人に対し、相談支援機関からの依頼に基づき、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみを構築します。
- ・「つながる場」では、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し、世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする取り組みを行います。
- ・見守り相談室のCSWとの連携により、自ら相談できず、地域で埋もれている要援護者を発見し、必要に応じ「つながる場」を活用し、適切な支援につなげます。

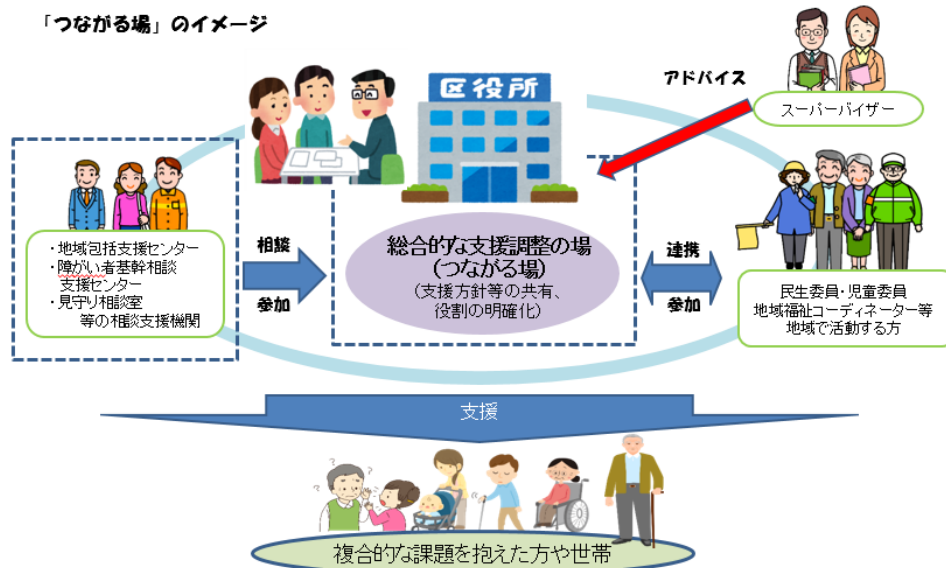
■ 相談支援機関の連携の促進に向けた取り組み

- ・連携に向けたツール等の開発
相談支援機関や地域の関係者等が分野を超えて連携できるよう、必要なツール等を開発します。
- ・相談支援機関等を対象とした研修会等の開催
相談支援機関や地域福祉活動の担い手、区役所職員等を対象とした研修会等を開催し、人材育成を図ります。

3

総合的な相談支援体制の充実事業について

「つながる場」のイメージ



今後の方向性について

地域共生社会の実現に向け、相談支援機関・地域・行政が一体となって総合的な相談支援体制の整備を進め、都島区の実情に応じた「総合的な相談支援体制の充実」をめざします。

